

西土佐分校生徒心得

(校内規定集)

令和2年6月13日改定

- *誓約書を提出し、入学した生徒はこれらの諸規定を遵守し、西土佐分校生として自覚ある行動をとること。
- *規約・規定に従わない場合は生徒指導の対象とする。
- *学校への要望がある場合、特別な事情のある場合には、各規約・規定に従い、学校へ相談・要望すること。

高知県立中村高等学校西土佐分校

高知県四万十市西土佐津野川223
TEL 0880-52-1186

< も く じ >

日常生活について	1
服装・頭髪について	2 ~ 3
運転免許取得ならびに使用について	4
アルバイトに関する規定	5
部活動に関する規定	6

各種様式例

様式1	原動機付自転車免許取得許可願	... 7
様式2	原動機付自転車通学許可願	... 8
様式3-1	アルバイト届の提出について	... 9
様式3-2	アルバイト届	... 10
様式4	入部届	... 11

日常生活について

- ・学業を本分とし、秩序ある学校生活をする事。
- ・高校生らしく、礼儀正しく、言動には注意し、他人の気持ちを大切にすること。
- ・校内の清掃美化に努めること。

1 携帯電話について

- (1) 校内での使用は禁止する。(緊急の場合は、教員の許可をもらい使用することはできる)
- (2) 受信信号などでの授業等の妨害があった場合は預かり指導をする。
(1回目は注意のうえ生徒に返却。2回目は保護者に返却。3回目以降は校内持ち込み禁止及び保護者に返却)

2 持ち込み禁止物

- (1) 学校に必要なもの(音楽機器、ゲーム機器、マンガ、雑誌等)は校内に持ち込まない。
- (2) 指輪、イヤリング、ピアス(透明を含む)、ペンダントなどの装身具の禁止。
- (3) 上記の物を持ち込んだ場合は、預かり指導をする。
(1回目～4回目は生徒指導部から本人に返却。5回目は本人に返却するが、保護者に文書で連絡をする。6回目以降は指導に従わない指導の対象となる。)

3 外出について

- (1) 登校後、放課となるまでの学校が行われている間は原則外出禁止とする。
- (2) 昼食時に関しては教員の許可があれば認める場合がある。

4 学校外での生活について

- (1) 夜間の外出は控え、午後 10 時までには帰宅するようにする。
- (2) 以下のような高校生にふさわしくない場所への立ち入りは禁止とする。
 - ・お酒を提供する場等風紀上問題がある場所など
 - ・カラオケ、ゲームセンターなどの遊技場など

服装・頭髪について

服装・頭髪等はともに端正・清潔であること。

男子

1 頭髪

- (1) パーマ・変色(人工的に染色・脱色など)カールは禁止。
- (2) その他高校生として好ましくない髪型はいけない。
- (3) ヘアピン・ゴム禁止。

2 冬服上衣

- (1) 黒の詰め襟学生服でレギュラータイプとする。
- (2) ボタンは本校校章入りボタンに限る。
- (3) 右襟に校章バッジを付けなければならない。
- (4) 胸元から下着がはみ出さないこと。(白を基調として絵柄のないもの)
- (5) 詰め襟カラーは必ず付けること。(ラウンドカラー可)
- (6) センターベント、サイドベント等は禁止。

3 夏服上衣

- (1) 胸に校章をプリントすること。
- (2) ボタンダウン・襟なしは禁止。
- (3) 下着は必ず着用し、胸元からはみださないこと。(白を基調として絵柄のないもの)

4 ズボン(夏冬とも同じ)

- (1) 黒のズボンでストレート、レギュラータイプとし、タックは1タックまで。
- (2) ベルトは黒、紺、茶色の地味なものとする。(幅は2cm～2.5cm程度とし、沢山穴が開いているものや、華美なものは禁止)
- (3) スリム、ボンタン、バギー、ラップ等はいけない。
- (4) ベルトレスは禁止。

5 ソックス(夏冬とも同じ)

- (1) 白色、黒色、紺色とし、ワンポイント、ワンラインはよい。
- (2) 必ずソックスを履くこと。

6 通学靴

- (1) 黒の革靴、合成皮革靴または運動靴とする。
- (2) 通学靴のデザインは華美でないものとする。

7 防寒服について

- (1) マフラー、手袋、コート、ウインドブレーカーは華美でないものを着用すること。

8 その他

- (1) 指輪、イヤリング、ピアス(透明を含む)、ペンダントなどの装身具の禁止。

女子

1 頭髪

- (1) パーマ・変色(人工的に染色・脱色など)カールは禁止。
- (2) その他高校生として好ましくない髪形はいけない。
- (3) ヘアピン、ゴム等は色、形ともに質素な黒、紺、茶とし、シュシュ、ヘア・アクセサリー類は禁止。

2 冬服上衣

- (1) 黒または濃紺色セーラー、ジャバラは3本、襟角は交差、袖口と胸ポケット上方も白線3本とする。
- (2) リボンは白とする。
- (3) 校章バッジは胸ポケットに付けなければならない。
- (4) 胸元から下着がはみださないこと。(華美でないもの)
- (5) 上衣の丈は夏冬ともにウエストラインよりも5cm程度長いこと。
(両手を水平に上げたとき、下着が見えないこと)

3 夏服上衣

- (1) 白の長袖又は短袖セーラー。襟および袖口と胸ポケット上方、ネクタイは黒又は濃紺色。
ジャバラは白線3本、襟角交差、袖口、胸ポケット上方も白線3本とする。
- (2) 校章バッジは胸ポケットに付けなければならない。
- (3) 下着は必ず着用し、胸元からはみださないこと。(華美でないもの)
- (4) リボンは濃紺とする

4 スカート(夏冬とも同じ)

- (1) 黒又は濃紺色のひだスカート、ひだ数は24本程度。
- (2) スカート丈は膝の中心から上下5cm以内とし、ウエスト部分を折り曲げて短く着用しない。

5 ソックス(夏冬とも同じ)

- (1) 白色、黒色、紺色とし、ワンポイント、ワンラインはよい。
- (2) 必ずソックスを履くこと。
- (3) ストッキングの色はベージュ、黒、紺とする。

6 通学靴

- (1) 黒の革靴、合成皮革靴または運動靴とする。
- (2) 通学靴のデザインは華美でないものとする。

7 防寒服について

- (1) マフラー、手袋、コート、ウインドブレーカーは華美でないものを着用すること。
- (2) カーディガンは冬季に必要なに応じて、室内においても着用を認める。色は黒又は濃紺とする。
- (3) スカートの下にジャージは着用しない

8 その他

- (1) 指輪、イヤリング、ピアス(透明を含む)、ペンダントなどの装身具の禁止。

運転免許取得ならびに使用について

1. 原動機付自転車(50cc)免許の取得に関する規定

- (1) 原動機付自転車(以下 原付)免許取得は2学年から許可する。
(第1学年の学年末試験終了後、講習を受け、免許取得は長期休業中とする)
- (2) 特例により、1年生でも原付免許取得を夏季休業より認める場合がある。
特例とは、部活動で遅くなる場合や遠距離単独通学の場合等で、職員会の承認を必要とする。
- (3) 原付免許取得を希望する生徒は、原動機付自転車免許取得願いを提出し、講習会を受けなければならない
- (4) 学校の設定した交通安全講習会には必ず参加しなくてはならない。
- (5) 原付免許取得者は必ず学校に登録すること。

2. 原付通学に関する規定

- (1) 江川崎地区・津賀地区より遠方を許可し、30km以内の集落に住んでいる生徒に対し、原付通学を許可する。
- (2) 中村地区等の30km以上の距離にあっても、休憩をはさむなど健康・安全が確保される場合は職員会において検討する。
- (3) 原付通学を許可された生徒は、車体とヘルメットに通学許可のシールを貼付すること。
- (4) 原付通学に際しては「原動機付自転車通学許可願い・誓約書」に記入の上、提出するものとする。

3. 原付の使用に関する規定

- (1) 原付の貸し借りは絶対にしないこと。
- (2) ヘルメットはフルフェイスとする。また、シールドは透明であること。
- (3) 万一、事故や検挙された場合は、速やかに学校に届け出るものとする。
- (4) 改造車は認めない。
- (5) 原付の車種は、排気量50cc以下、形式はスクータータイプ(カブを含む)とする。
- (6) 無謀な運転、暴走運転については、絶対にしてはならない。

4. 大型自動二輪車免許取得に関する規定

- (1) 大型自動二輪車の免許取得は、禁止とする。
就職先より大型自動二輪車の免許取得要請があった場合については、職員会において検討する。

5. 普通自動車免許の取得に関する規定

- (1) 普通自動車免許取得希望者は、学校に普通自動車免許取得許可願いを提出すること。
- (2) 自動車学校への入校は3年生の2学期中間試験終了後から認める。
- (3) 普通自動車免許取得については卒業式後とする。

アルバイトに関する規定

- 第1条 アルバイトは原則禁止とする。ただし、経済的理由などにより必要な場合はアルバイト届を提出する。
- (1)アルバイトを行う際には家庭で十分に話し合ってから決定すること。
 - (2)アルバイト届は必要事項を記入した後、ホーム主任に確認の印をもらってから生徒指導部長に提出する。
- 第2条 学校が立ち入りを禁止している場所でのアルバイトは禁止する。
- (1)お酒を提供する場等風紀上問題がある場所
 - (2)カラオケ、ゲームセンターなどの遊技場
- 第3条 時間は原則午後9時までとし、外出禁止の10時までには帰宅するようにする。なお、宿泊を伴うようなアルバイトは禁止とする。
- 第4条 試験発表から、試験終了までは原則禁止とする。
なお、特別な事情のある場合は職員会で許可を得ること。
- 第5条 学校行事、学習を優先して考えること。学習状況(出席状況を含む)がかんばしくない生徒については途中取り消しもあり得るので、本校生徒としての自覚と品位を大切にすること。
- 第6条 本規定は平成23年3月9日より施行する。

部活動に関する規定

第1条 西土佐分校部活動には、次の部を認める。

体育部…カヌー部・卓球部
文化部…クッキング部、園芸部

第2条 部や同好会に加入する場合には入部届を、退部する場合には退部届を顧問に提出する。

- (1) 入部届は年度ごとに提出する。
- (2) 顧問は年度初めに部員名簿を生徒指導部へ提出し、年度途中での入退部があった場合にも随時生徒指導部へ連絡する。
- (3) 体育部と文化部、文化部と文化部のかけもちを認める。

第3条 各部には顧問1名または2名を置く。顧問は部活動を監督し、教育の任に当たる。定期の部活動時には原則として現場指導を行う。

第4条 各部には正・副部長(またはキャプテン)各1名を置く。正・副部長は各部内で選出する。部長は部を代表してこれを統括し、部長に事故ある時には副部長が代行する。

第5条 活動状況や予算の執行状況等から、活発な活動が認められない場合は休部とし、その後も入部の希望がない場合には廃部となることもある。これらの判断については、年度末に、部の存続に関する職員会を開き、全教員で検討する。

第6条 部の新設に関しては次のとおりとする。

- (1) 部を新設したい場合は、入部希望者が集まって代表者を選出し、仮顧問を委嘱して、新規部活動申請書に必要な事項を記入し、生徒指導部長に提出する。
- (2) 申請書の提出を受け、職員会で検討し、承認を得られた場合は、同好会として活動を開始し、6ヵ月間の活動状況を見て、再度職員会で審議する。活発な活動状況が見られない場合には、同好会としての期間をさらに6ヵ月延長する。
- (3) 職員会にて部への昇格の承認が得られた場合は、臨時の生徒総会を開き、生徒の承認を得る。
- (4) 部活動予算に関しては、通常生徒総会(5～6月)後に承認された場合は、翌年度からの配分となる。

第7条 部活動は放課後に行う。

- (1) 各顧問は部活動練習計画表を作成し、計画的に指導を行う。
- (2) 活動可能時間は原則として次のとおりとする。大会・練習試合による遠征等についてはこの限りではない。
 - ・夏季…SH終了後～18:30
 - ・冬季…SH終了後～18:00
- (3) 定期試験発表日から試験終了までは活動を禁止する。ただし、大会への参加等、練習時間を確保する必要のある場合には事前に許可を受けて活動することができる。

第8条 本規定は令和2年4月1日より施行する。

原動機付自転車免許取得許可願

令和 年 月 日

高知県立中村高等学校西土佐分校

校長 様

教頭 様

下記の理由により、原付免許の取得許可をお願いいたします。

理由

年 氏名 _____

生年月日 平成 年 月 日 () 歳

保護者氏名 _____ (印)

※免許取得の許可を受けた者の厳守事項

- 1 免許取得は、講習も含めて長期休業中とする
- 2 免許を取得したら、すぐに生徒指導部に届け出ること
- 3 その他、学校の規則及び各種規定や指導事項を厳守すること
- 4 通学については、別途「原動機付自転車通学許可願・誓約書」を提出すること
- 5 毎年5月頃に行われる交通安全講習に必ず参加すること
- 6 別紙「運転免許取得ならびに使用について」に記載されてある内容を熟読すること

様式2

原動機付自転車通学許可願・誓約書

原動機付自転車通学許可願			
年 氏名			
車種		車両ナンバー	
自賠責保険の有効期限			
現住所	住所 TEL		
保護者 勤務先	勤務先 住所 TEL		
通学距離	() Km		

--

許可ステッカー 色・番号 ()			
学校承認	学校調印	生徒部印	ホーム主任印

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">誓 約 書</p> <p style="margin: 10px 0;">この度、原動機付自転車通学許可をいただきましたが、以後交通法規の遵守及び 学校の規則に反する行為をしないことを、保護者と共に誓約いたします。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">生徒氏名 _____</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">保護者氏名 _____ 印</p>

原動機付自転車通学許可申請方法及び許可条件

- 1 許可を得ようとするものは、上記に必要な事項を記入し、ホーム主任に提出すること
(保護者勤務先及び保護者氏名は、必ず保護者の自筆であること)
- 2 ヘルメットにおいては、フルフェイスタイプとし、シールドは無色とする
- 3 車体及びヘルメットには、既定の場所にステッカーを貼ること
- 4 原動機付自転車は指定された駐車場に止めること
- 5 道路交通法規を守り、マナーにも気を付けること
- 6 車体の貸借は絶対にしないこと
- 7 家庭での使用においても、本校の通学許可条件を適用する

保護者様

高知県立中村高等学校西土佐分校 生徒指導部

アルバイト届の提出について

学校では、アルバイトは原則禁止としています。しかし、経済的事情等により行う必要がある場合には、アルバイト届の提出をお願いします。

アルバイトを行うにあたっては、下記注意事項をもとに、条件等についてご家庭でもよく話し合い、学業がおろそかになることのないよう、保護者の監督・責任のもとに行っていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

アルバイト届の提出手順

- ① アルバイト届に必要な事項を記入します。必ず保護者の直筆サイン・押印をお願いします。
- ② まず、ホーム主任に提出して、確認印をもらった後、生徒本人が生徒指導部長に提出してください。

* 提出されたアルバイト届に関して、学校で必要と思われる場合は、指導助言を行います。

記

- 1 勤務条件（期間・時間・給料等）について、雇用主と保護者との間で十分話し合いができているか
- 2 仕事の内容が、高校生にふさわしいものであるかどうか
- 3 何のためにアルバイトをしたいのか、目的が明確になっているか
- 4 学校行事、学習（勉強）を優先して考えること
- 5 試験発表から試験終了までは原則禁止とする
特例の場合は、職員会で許可をもらう。
- 6 学校が認めていない場所（立ち入り禁止場所等）でのアルバイトは禁止とする
 - (1) お酒を提供する場等、風紀上問題がある場所
 - (2) カラオケ、ゲームセンター等の遊技場
- 7 宿泊を伴うアルバイトは禁止とする
- 8 原則として午後9時までとし、外出禁止の10時までには帰宅するようにする
- 9 学習状況（出席状況も含む）が思わしくない生徒については禁止する場合もある

教頭	生徒部	ホーム主任

アルバイト届

令和 年 月 日

高知県立中村高等学校長 様

年 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

連絡先住所 _____

電話番号 _____

西土佐分校アルバイト規定を遵守し、下記の通りアルバイトを行うことを届け出いたします。

アルバイトの目的	
アルバイト先	
アルバイト先の住所	
雇用主氏名	
仕事内容	
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

労働時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
日当または時給額	

10

様式 4

入 部 届

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高知県立中村高等学校西土佐分校

校長 _____ 様

下記の部に入部させますので提出します

部活動名 (_____) 部

() 年 () 番 生徒氏名

() (印)

出身中学校 ()

住所 (〒)

電話番号 ()

生年月日 (平成 年 月 日 生)

保護者氏名 () (印)